

船橋市教育委員会会議5月定例会会議録

1. 日 時 令和4年5月10日(火)
開 会 午後 3時00分
閉 会 午後 3時29分
2. 場 所 教育委員室
3. 出席委員 教 育 長 松 本 文 化
教育長職務代理者 佐 藤 秀 樹
委 員 小 島 千 鶴
委 員 朝 倉 暁 生
4. 出席職員 教育次長 村 田 真 二
管理部長 森 昌 春
学校教育部長 磯 野 護
生涯学習部長 三 澤 史 子
教育総務課長 五十嵐 正 樹
施設課長 安 藤 明 宏
学務課長 野 木 英 表
社会教育課長 牟 田 重 実
保健体育課長 高 橋 和 宏
総合教育センター所長 仲 臺 和 浩
青少年課長 池 田 直 樹
文化課長 松 田 修
総合教育センター教育支援室長 藤 原 裕 子
青少年センター所長 山 岸 秀 規
5. 議 題
- 第1 前回会議録の承認
- 第2 議決事項
- 議案第28号 船橋市学区審議会委員の委嘱について
- 議案第29号 令和4年第2回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について
- 議案第30号 令和4年第2回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について

議案第31号 船橋市中心身障害児就学指導委員会委員の委嘱について

議案第32号 船橋市青少年センター運営協議会委員の委嘱について

第3 報告事項

- (1) 成人式について
- (2) 「20歳のソウル展」の開催について
- (3) 令和4年度津別町青少年交流事業・少年少女交歓大会について
- (4) ふれあいキャンプの実施について
- (5) 令和4年第2回船橋市議会定例会へ提出予定の議案等に関する説明について
- (6) 令和4年第2回船橋市議会定例会へ提出予定の議案等に関する説明について
- (7) 令和4年第2回船橋市議会定例会へ提出予定の議案等に関する説明について
- (8) 令和4年第2回船橋市議会定例会へ提出予定の議案等に関する説明について
- (9) その他

6. 議事の内容

【教育長】

それでは、ただいまから教育委員会会議5月定例会を開会いたします。

本日の教育委員会会議の開催に当たり、鳥海委員が所要により欠席との連絡がありましたので、ご報告いたします。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、教育長及び在任委員の過半数が出席しておりますので、本日の会議は成立するものいたします。

はじめに、会議録の承認についてお諮りします。

4月21日に開催しました教育委員会会議4月定例会の会議録をお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認したいと思います。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めますので、当該会議録につきまして承認いたします。

それでは、議事に入りますが、議案第28号、議案第31号及び議案第32号につきましては、船橋市教育委員会会議規則第12条第1項第1号に、議案第29号、議案第30号及び報告事項(5)から(8)につきましては、同規則第12条第1項第4号に該当しますので、非公開としたいと思います。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めますので、そのようにいたします。

それでは、議事に入ります。

はじめに、議案第28号について、学務課、説明願います。

議案第28号「船橋市学区審議会委員の委嘱について」は、学務課長から説明後審議に入り、全員異議無く原案どおり可決された。

【教育長】

続きまして、議案第29号の審議に入ります。

議案第29号と議案第30号につきましては、一括して担当課より説明を行った後、各議案について審議するものとします。

それでは、総合教育センター、説明願います。

【総合教育センター所長】

議案第29号、そして議案第30号、「令和4年度小学校1、2年生の電子黒板物品供給契約の締結について」ご説明いたします。

別冊3の資料、3ページからをご覧ください。

内容につきましては、前回の教育委員会会議でもご報告させていただきましたが、教育のICT化に向けた環境整備5か年計画、これに基づき、小学校1、2年生の各学級に電子黒板を336台整備し、小中学校の全学級への整備を完了させる物品購入の契約について、この後の議会の承認をいただく議案となります。

全体としましては、市内を2つの地区に分けた議案となっており、契約金額、そして契約の相手方は資料に記載のとおりで、電子黒板一式の購入内容となっております。議案第29号につきましては、市内の小学校、北部、西部地区の28校に171台の電子黒板と電子黒板に接続して使用する実物投影機171台などの物品供給契約の締結についてであり、そして、もう一つの議案第30号では、小学校、市内南部、東部地区の25校に165台の電子黒板と電子黒板に接続して使用する実物投影機165台などの物品供給契約の締結についてとなります。

説明は以上となります。ご審議お願いいたします。

【教育長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

それでは、議案第29号「令和4年第2回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第29号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第30号「令和4年第2回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第30号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第31号について、総合教育センター、説明願います。

議案第31号「船橋市心身障害児就学指導委員会委員の委嘱について」は、総合教育センター教育支援室長から説明後審議に入り、全員異議無く原案どおり可決された。

【教育長】

続きまして、議案第32号について、青少年センター、説明願います。

議案第32号「船橋市青少年センター運営協議会委員の委嘱について」は、青少年センター所長から説明後審議に入り、全員異議無く原案どおり可決された。

【教育長】

続きまして、報告事項（1）について、社会教育課、報告願います。

【社会教育課長】

「令和5年成人式について」ご説明いたします。資料は別冊1、3ページになります。

令和5年の成人式は、1月9日、成人の日に船橋アリーナにて、午前の部、午後の部の2部制により、オンラインによる動画配信も併せて開催する予定としております。

令和4年、今年の成人式では、もともと対象者数も多かったのですが、午後の部のほうが参加者が多く、立ち見となる状況でしたので、地域区分や開催時間帯について変更となる中学校区への影響を最小限に収められるよう、現在検討をしているところでございますので、決まり次第、またご報告をさせていただきます。

6月1日号の広報ふなばしにて企画運営委員の募集を行い、開催に向け準備のスタートを切りたいと思っております。よろしく願いいたします。

【教育長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

【佐藤委員】

前年度開催したとき地域から何か要望があったかどうか確認させてください。

【社会教育課長】

事前に地域の町会等に、こういうことがありますとお話をしていたのですけれども、特に渋滞であるとか、騒がしいとか、そういうもので一切、情報、意見はいただいていないところでございます。

【佐藤委員】

私自身も船橋アリーナではじめてやりました。小島委員は自分が経験しているみたいななんですけれども、考えていたよりも意外とよかったんじゃないかなと思います。

これから本当に船橋アリーナでやるということを前提にしてもいいのかなというふうに思っていますので、よろしく願いします。

【教育長】

ほかによろしいですか。

続きまして、報告事項（2）について、文化課、報告願います。

【文化課長】

報告事項（2）、20歳のソウル展の開催についてご説明いたします。

本冊6ページ、映画「20歳のソウル」のチラシをご覧ください。

これは、がんにより二十歳で亡くなった市立船橋高等学校吹奏楽部員、浅野大義さんの実話を基にした映画です。浅野さんは、千人の音楽祭でも活躍され、高校時代は演奏者として、高校卒業後は、フィナーレの編曲者として事業を盛り上げていただきました。

5ページをご覧ください。

このたび、映画の上映に先立ち、5月24日から6月5日まで、市民ギャラリーにおいて、映画公開記念特別展覧会20歳のソウル展を開催します。これは、公益財団法人船橋市文化・スポーツ公社の実施事業として開催するもので、スチール写真やオフショット写真をはじめ、映画撮影で使用した小道具、市立船橋高校吹奏楽部や浅野家に関する貴重な品々が展示されます。ご興味がありましたら、映画とともにご覧いただきますようお願い申し上げます。

文化課からは以上です。

【教育長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

それでは、続きまして、報告事項（3）について、青少年課、報告願います。

【青少年課長】

本冊9ページになります。

令和4年度の津別町青少年交流事業と第55回青少年少女交歓大会の2つの事業についてご報告いたします。

まず、船橋市津別町青少年交流事業についてですが、例年、船橋市と北海道津別町との間で、青少年の地域交流、隔年で派遣と受入れを実施しているところです。新型コロナウイルス感染症の影響によって2年連続の中止となっており、今年度は船橋市が受入れの年で、事業の実施に向けて、当初事業概要案のとおりの内容で準備を進めていたところではございますが、津別町教育委員会から、新型コロナウイルス感染症の現状を踏まえ派遣事業を中止するとの書面が届き、今年度の交流事業の中止を決定したところがございます。

来年度以降の交流事業につきましては、実施主体の船橋市青少年少女団体連絡協議会で話し合っていくこととなりますけれども、津別町教育委員会との連携を密に行い、それぞれの状況について共有しながら進めてまいります。

続きまして、第55回青少年少女交歓大会ですが、船橋市青少年少女交歓大会実行委員会が実施主体となり、市内の青少年団体と一般参加の子どもたちが一同に会し、スポーツなどのイベントを通じ、世代間交流や仲間づくりを推進し、健全育成を図ることを目的に毎年開催してまいりましたが、こちらも新型コロナウイルス感染症の影響で、残念ながら令和2年度、3年度と2年連続の中止としております。

令和4年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況と開催までの準備期間を考え、例年ですとこの5月の第2日曜日に運動公園で開催をしておりましたが、11月20日、日曜日に、会場を若松にあります青少年会館に移して開催する予定で準備を進めております。事業内容については、今後、実行委員会等において協議してまいります。

ので、また詳細が決まり次第、再度ご報告させていただきます。

青少年課からは以上になります。

【教育長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、続きまして、報告事項（４）について、青少年センター、報告願います。

【青少年センター所長】

本冊の１１、１２ページ、報告事項（４）をご覧ください。

船橋市の不登校児童生徒対策事業の一貫である、ふれあいキャンプの実施についてご説明いたします。

このキャンプは、昭和５７年からはじまり、一昨年、昨年と２年間、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止により中止となりましたが、今年で４０回目を迎えます。不登校の児童生徒が８月の夏休み期間中に、一宮少年自然の家を利用して活動するものです。大学生のアシスタントや関係職員と２泊３日を一緒に過ごすこととなります。市内の不登校の児童生徒が増加している中、支援の一助となればと考え、継続実施しております。今年度もホームページの活用や学校、関係機関への資料配布、説明等、周知に力を入れ、できるだけ多くの児童生徒の参加を期待しているところです。

なお、新型コロナ感染拡大が依然心配されますが、感染防止対策を徹底し、実施したいと考えております。しかしながら、状況によっては、日程、内容の変更や中止について検討をしております。

ふれあいキャンプについては以上でございます。

【教育長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

続きまして、報告事項（５）について、施設課、報告願います。

【施設課長】

それでは、報告事項の（５）令和４年第２回船橋市議会定例会へ提出予定の議案等に関する説明といたしまして、専決処分の報告についてご説明いたします。

別冊２の９ページ、１０ページをご覧ください。

本件は、令和３年１１月１６日、午後３時頃、船橋市宮本２－３地先交差点付近において、管理部施設課の職員が運転する市の軽乗用車が交差点を右折し直進しようとした際、相手方軽貨物車の後部と接触し損害を与えてしまったものであり、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき専決し、２２万７４８円を損害賠償額として市が全額支払

うことで示談が成立いたしました。

よって、令和4年第2回船橋市議会定例会において、専決処分の報告を行う予定でございます。

なお、人身部分につきましては、現在、示談交渉中でございます。

施設課は、学校現場に出向く機会も多いことから、これまでも安全な運転を心がけるよう指導してまいりましたが、改めて課内で周知を徹底いたしました。

説明は以上でございます。

【教育長】

ただいま報告ありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【小島委員】

今回、このような議案が複数あるので、ちょっと気になったのですが、指導を徹底しというところは、具体的に、どのような指導を徹底されているのか。何しろ100%過失割合という事故ばかりというのはちょっと解せない部分もあるので、もう少し具体的をお願いします。

【施設課長】

施設課は、前回こういう事故があったのが平成15年でありまして、20年近くはなかったというところで、学校に行っている回数に比べれば、今まで少ないほうかなとは感じております。

運転する際には運行管理簿で報告します。その際に、毎回「安全に」ということは伝えております。

この事故を受けて、こういうことが続いたら大変なことになるから、念には念を入れて運転するよということ朝礼等で話したところでございます。

以上です。

【小島委員】

部が複数またがったりしているという関係もあるのかもしれないのですが、事故があったら、当然、部とか関係なく情報共有されることと運転されている方だけの原因なのか、あるいはスケジュールの組み方とか、そういう外的なところについて何か反省すべきことはないのか、都度やっつけらっしゃるかとは思いますが、見直されてはいかかかと思えます。意見です。

【教育長】

ありがとうございます。

ほかにございますか。

続きまして、報告事項（６）について、保健体育課、報告願います。

【保健体育課長】

報告事項（６）令和４年第２回船橋市議会定例会へ提出予定の議案等に関する説明について専決処分の報告です。

別冊２、１１ページ、１２ページをお願いいたします。

本件につきましては、令和３年７月２６日、飯山満町１－２２３地先路上において、保健体育課職員の運転する軽貨物車が直進した際、相手方普通乗用車の後部と接触し、相手方が負傷したものです。相手方とは、７３万１，６６０円を損害賠償額として支払うことで和解いたしました。

なお、この事故における物損については、令和３年１０月４日に専決処分しており、令和３年１１月の教育委員会会議定例会においてご報告させていただいております。

保健体育課といたしましては、同乗者がある場合は、同乗者にも同様に周囲に注意をすること、それと時間に余裕を持って外出するようなことを指導しております。

報告は以上でございます。

【教育長】

ただいま報告ありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

よろしいですか。

続きまして、報告事項（７）について、文化課、報告願います。

【文化課長】

続きまして、本日追加でお配りさせていただきました報告事項（７）専決処分の報告についてご説明いたします。

本件は、令和３年１０月２６日、午後２時５９分、船橋市市場３－１３の路上において、生涯学習部文化課の職員が運転する市の原動機付自転車が直進する際、左方向から横切ろうとした相手方と接触し、負傷させてしまったものであり、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき専決し、４万４０円を損害賠償額として市が支払うことで示談が成立いたしました。

よって、令和４年第２回船橋市議会定例会において専決処分の報告を行う予定でございます。

文化課では、発掘現場に向く業務が多くて、安全運転を心がけるよう日頃から注意しておりましたが、この事故を契機に改めて埋蔵文化財調査事務所を含め、課内において安全運転の周知徹底を図ったところでございます。

説明は以上です。

【教育長】

ただいま報告ありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。
それでは、続きまして、報告事項（８）について、文化課、報告願います。

【文化課長】

続きまして、本日、また追加でお配りさせていただきました報告事項（８）について
ご説明いたします。

玉川旅館調査報告書についてでございます。

こちらは、新型コロナウイルス感染症の影響で、寄贈された資料の専門家による実験
及び調査、研究ができず、原稿の作成に遅れが生じ、令和３年度内に業務が完了しませ
んでした。

そのため、文化財調査事業費１１０万円につきまして、地方自治法第２２０条第３項
ただし書の規定に基づき事故繰越するものとし、同法施行令第１５０条第３項の規定に
より、事故繰越繰越計算書を令和４年第２回船橋市議会定例会に報告させていただきます。

なお、報告書発行につきましては、令和４年６月３０日を予定しております。
以上でございます。

【教育長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問がありますでしょうか。
続きまして、報告事項（９）その他で何か報告したいことがある方は報告願います。
よろしいですか。
それでは、本日予定しておりました議案等の審議を終了いたします。
これで教育委員会会議５月定例会を閉会いたします。
お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後 ３時２９分閉会

令和４年５月１０日